## 熊谷市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 市は、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資する建築物の整備を図るため、優良建築物等整備事業の施行者に対し、優良建築物等整備事業制度要綱(平成6年6月23日付け建設省住街発第63号。以下「制度要綱」という。)に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則(平成17年規則第59号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、制度要綱第2及び規則第2条に定めるとおりと する。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助事業等は、制度要綱による優良建築物等整備事業で、次のいずれかの区域内 において施行されるものとする。
  - (1) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第7項の規 定に基づく認定を受けた基本計画の区域
  - (2) 市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等の必要性を市長が特に認めた区域
- 2 補助対象となる経費は、市街地再開発事業等補助要領(昭和62年5月20日付け建 設省住街発第47号)の定めを準用する。
- 3 補助金の額は、前項の費用の3分の2以内の額とする。

(補助対象となる建築物及びその敷地等の要件)

- 第4条 補助対象となる建築物及びその敷地等は、制度要綱第4に定めるもののほか、次に掲げる要件を備えたものとする。
  - (1) 熊谷市総合振興計画並びに市が策定した計画及び方針等に適合すること。
  - (2) 市街地の環境改善及び公共施設の整備に寄与するために必要な措置を講ずるものであること。
  - (3) 建築物の形態意匠及び区域内の緑化等については、熊谷市景観計画に適合すること。
  - (4) 施行区域となるべき敷地等の所有権等を有する者(以下「権利者」という。)全員が、当該事業の実施に同意していること。
  - (5)権利者が2人以上で、かつ2以上の敷地等で実施されるものであること。ただし、制度要綱第2第3号ハ及び第5号に該当するものは除く。
  - (6) 延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供すること。また、全住戸の2分の1以上については、1戸当たりの専用部分の床面積が、65平方メートル以上であること。

- (7) 都市計画道路に接する敷地部分に、一般の歩行者が自由に通行できる空地を確保すること。
- (8) 住宅以外の用途に供する部分は、次に掲げる用途に供しないこと。
  - ア 風俗及び教育上悪影響のおそれがあるもの。
  - イ 生活環境を害する騒音、振動、ばい煙、粉塵、臭気等のおそれがあるもの。ただし、適切な措置を講ずることにより、市長が支障ないと認めるときは、この限りではない。
  - ウ 危険物を扱い、住民に危害を加え、又は建築物等を破損させるおそれがあるも の。

(事前協議)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ優良建築物等整備事業事前協議 書(様式第1号)(以下「協議書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提 出し、協議しなければならない。
  - (1) 事業計画書(計画地、現況土地利用、建築計画、権利形態、資金計画、共同事業者及び年度別事業計画の概要が記載されているもの)
  - (2) 建築計画に関する資料
  - (3) 市街地の環境の整備改善に関する資料
  - (4)空地に関する資料
- 2 市長は、協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適否を優良建築物等整備 事業事前協議審査結果通知書(様式第2号)により、当該協議をした者に通知するもの とする。

(申請書の様式等)

- 第6条 規則第5条第1項の規定による申請は、優良建築物等整備事業補助金交付申請書 (様式第3号)によるものとする。
- 2 申請書の提出は、前条第2項の規定による優良建築物等整備事業に適合する旨の通知 を受けた後でなければならない。
- 3 規則第5条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。 (交付決定通知書等の様式)
- 第7条 規則第8条第1項の交付決定通知書様式は、優良建築物等整備事業補助金交付決 定通知書(様式第4号)のとおりとする。
- 2 規則第8条条第2項の不交付決定通知書の様式は、優良建築物等整備事業補助金不交 付決定通知書(様式第5号)のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第9条に規定する申請の取下げは、優良建築物等整備事業補助金交付申請取 下書(様式第6号)によるものとする。

(事業内容の変更等)

- 第9条 補助事業者等は、次に掲げる変更等が生じるときは、速やかに優良建築物等整備 事業変更等承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
  - (1)補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更は除く。)をしようとするとき。
  - (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更は除く。)をしようとするとき。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - (4) 補助事業が予定した期日までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったとき。
- 2 同条第1項第1号の軽微な変更は、次のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 補助対象事業費の変更が生じないもの
  - (2) 補助対象事業費内の流用で、その額が流用先の3割(3割に相当する額が300 万円以下であるときは300万円)以内の変更
- 3 同条第1項第2号の軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更で、補助金の額に変更 を生じないものとする。
  - (1) 住宅等の位置、構造型式、戸数、規模又は階数の変更
  - (2) 事業を施行する区域の変更
- 4 市長は、同条第1項の規定による申請があった場合において、この内容を審査し、適当と認めたときは、これを承認し、その旨を優良建築物等整備事業変更等承認通知書(様式第8号)により、当該補助事業者等に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業の遂行状況に関し、各月ごとに優良建築物等整備事業契約及び支出状況報告書(様式第9号)を、また、各四半期(第4四半期を除く。)ごとに優良建築物等整備事業進捗状況報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(事業完了実績報告等)

- 第11条 補助事業者は、毎会計年度の補助事業が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、優良建築物等整備事業完了実績報告書(様式第11号)を、また、翌年度にわたるときは、優良建築物等整備事業年度終了実績報告書(様式第12号)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。 (確定通知書の様式)
- 第12条 規則第13条の確定通知書の様式は、優良建築物等整備事業補助金交付額確定 通知書(様式第13号)のとおりとする。

(補助金の交付)

- 第13条 規則第15条第1項ただし書きの規定は適用しない。
- 2 規則第15条第2項の交付請求書の様式は、優良建築物等整備事業補助金交付請求書 (様式第14号)のとおりとする。

(交付決定の取消し)

第14条 規則第16条の規定による取消しをしたときは、その旨を優良建築物等整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により、当該補助事業者等に通知するものとする。

(返還命令書の様式)

第15条 規則第17条の返還命令書の様式は、優良建築物等整備事業補助金返還命令書 (様式第16号)のとおりとする。

(補助対象財産の処分等)

- 第16条 補助事業者等は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産(以下「補助対象財産」という。)を処分しようとするときは、補助対象財産処分承認申請書 (様式第17号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、この内容を審査し、適当と認めたときは、これを承認し、その旨を補助対象財産処分承認通知書(様式第18号)により、 当該補助事業者等に通知するものとする。
- 3 規則第19条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等 に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表の耐用年数とする。 (書類の整備等)
- 第17条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類等を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。